

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 土地利活用課

法令名	土地収用法	法令番号	昭和26年 法律第219号
手続名	事業認定の拒否	根拠条項	第28条
審査基準	事業の認定に係る審査基準（No.7）に該当しないとき。		
受付 機関	土地利活用課	処理 機関	土地利活用課
交付 機関	土地利活用課	標準処理期間	90 日
		標準経由期間	日
		目次 No.	8